

日本の学校教育における日本音楽

— 1 —

小学校（学習指導要領）編

青 柳 孝 洋

第2次世界大戦後

日本における学校教育の内容は、教育行政を管轄する文部科学省の発行する学習指導要領に準拠するものとされている。学習指導要領には教育の基本方針が定められており、日本の学校で共通に教えらるべき内容が教材として示されている。日本の音楽が、日本の学校教育の中でどのように扱われてきたのかを理解するために、本稿では小学校学習指導要領を中心に分析した。

最初の学習指導要領は試案として、第二次大戦後の2年後、教育基本法と学校教育法の制定にともない昭和22年（1947年）に発行された。これは日本がまだダグラス・マッカーサー指揮下のGHQ (General Headquarters of Supreme Commander for the Allied Forces 連合軍総司令部) の占領統治を受けていた時代である。学習指導要領の英語訳としてCourse of Study が用いられているが、この訳語からわかるように、日本の戦後学習指導要領は、もともとアメリカの教育システムにあったものをモデルとして導入されたものである。当初の学習指導要領は試案として、昭和22年（1947年）に続き、昭和26年（1951年）にも発行された¹。

この昭和26年（1951年）に発行された学習指導要領は試案ながらも施行が開始され、その後昭和33年（1958年）に発布された第3版から、政府は日本の学校に学習指導要領の遵守を義務付けるようになった。その後、約10年おき位にこの学習指導要領の改訂が行われてきたが、基本路線はこの1947年の試案に述べられている決定されたといえる。すなわち学習指導要領における、日本音楽の扱われ方は、1947年の試案に示されたものが過去半世紀ほどにわたってその後登場した版においても踏襲されてきている。ここでは、第2次大戦後の日本の学校教育における日本音楽の立ち位置を決定付けたものとして、まず昭和22年（1947年）の学習指導要領試案をみることにする²。

昭和22年学習指導要領（試案）³

戦後教育を方向付ける昭和22年（1947年）発行の最初の学習指導要領試案において注記すべき点は、ヨーロッパ音楽が基礎として教えらるべきであると定められていることである。この指導要領試案には歌唱教育の指導目標として以下のように述べられている。

5. ヨーロッパ音楽の音組織を、音楽教育の基礎として教える。

〔説明〕目標5は歌唱教育の場合だけでなく、音楽教育の全体にわたってとらるべき〔ママ〕方針であるが、児童の音感覚を純一な基礎の上に作るため、まずヨーロッパ音楽の音組織を基礎として教え、これの確立を待って、次第に他の音組織にも理解を及ぼして行くべきである。最初から幾通りもの音組織を教えることによって、児童の音感覚の確立を妨げることは

1 同年、連合国側の48ヵ国は対日講和条約の調印を行い（1951年9月サンフランシスコ）、翌1952年4月28日に同条約発効とともにGHQによる統治は公式に終了した。

2 本研究では、昭和22年から平成15年までの過去の学習指導要領は、『学習指導要領データベース』（<http://www.nier.go.jp/guideline/>）を参照した。本論文中の引用もすべてこのデータベースからである。

3 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm>（2012年9月1日）

避ける必要がある。

(「第六章 第一学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 第1項 指導目標」より⁴⁾)

上記〔説明〕の後半部分にあるように、「純一な基礎」とすべき「ヨーロッパ音楽」が大前提として存在し、それ以外の様々な音楽に触れることは児童にとって音感覚の育成の妨げになると考えられていることがわかる。この説明には裏づけが示されているわけではなく、現代の音楽学、特に民族音楽学におけるマントル・フッドのバイ・ミュージカリティにある考え方とは相容れないものである。第一に、なぜ「ヨーロッパ音楽」を基本とされるのかが不明であるが、その理由については説明はされていない⁵⁾。第2に、たとえ「ヨーロッパ音楽」を基本として仮定するにしたとしても、ここで「ヨーロッパ音楽」としてひとことで括ってしまっているが、もちろん実際には様々な時代・地域の異なる種類の音楽がある。このように異なる種類の音楽の音組織があるにもかかわらず、ひとつのものとして単純化してしまっている。つまり、画一の音組織から成り立つと仮定した上で、その(想像上の)音組織を児童に教えるべきだという考えであるが、当時の関係者たちのヨーロッパ音楽についての知識がかなり偏ったものであったことをうかがわせる。

また当学習指導要領(試案)には教材選択の基準が述べられているが、そこでも「ヨーロッパ音楽」を基準として教えるように示している。低学年のうちに長調の感覚を基礎として身につけさせることが、児童にとって大事であると述べている(下記「6. 目標にもとづき音階は…」参照)。また調性に関しては、ハ長調、ト長調、ヘ長調の3種を主に扱うように薦めている。それら五線譜上で表記しやすい調に加え、ニ長調と変ロ長調などへの移調も可能であるとしている(下記「7. 児童の知能的段階を考慮し…」参照)。

6. 目標にもとづき音階は長音階を主とする。

〔説明〕長音階がヨーロッパ音楽の最も基礎的な音階であることはいうまでもないと同時に、子供が明かるい〔ママ〕歌を好むことも自然である。また音楽によって気持を開放する上からも、将来の日本国民を明朗な健康な性格にする上からも、低学年において長音階による音感覚を確立することは大切である。しかしこれは、長音階の音楽に全く限ってしまうという意味ではなく、これを主体とするという意味である。

(「第六章 第一学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 二 児童の生理的・心理的段階, 教材選択の基準, 指導法」⁶⁾より)

7. 児童の知能的段階を考慮し、調子はハ長調・ト長調・ヘ長調を主体とし、ニ長調・変ロ長調をこれにまじえることができる。

〔説明〕視唱を主体とする時はハ長調のような単純なもののみをとるべきであるが、第一学年では聴唱を主体とする関係上、項目7にあげたような各種の調子をとることができるのである。特に音域の点から見る時は、ニ長調・変ロ長調は適当な場合が多いのである。したがって、これらの調子における移調も自由に考慮されて然るべきである。

(「第六章 第一学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 二 児童の生理的・心理的段階, 教材選択の基準, 指導法」⁷⁾より)

4 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

5 第2次世界大戦敗戦の影響があると思われる。

6 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

7 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

日本国民の人格を将来的に明るいものに形成するために役立たせるためというくだりなど、ここには敗戦後間も無い時代の希望が反映されている⁸。しかし一方、このことによって日本人の音感を根本的に変えてしまうことの負の影響、つまり日本の伝統的な音楽がわからなくなる可能性、については全く考慮されていなかった（安田寛 2004）。

日本の歌は日本の子どもにとって難しすぎる（？）

ヨーロッパ音楽に対しては、上記にみられるような偏向があるのとは逆に、日本音楽については偏見もみられる。上と同じく教材選択の基準が述べられている箇所に、児童には日本の歌を歌わせるべきではないと述べられており、それは、日本の歌は児童にとってリズム的に難しすぎるのが理由であると説明されている。

5. 附点音符及び三種類以上の異なる種類の音符の混合はできるだけ避ける。

〔説明〕児童の歌を日本古来のものと外国のものについて比較してみると、日本のものには非常に附点音符が多いし、多くの種類を異にする音符が混合せられている。これには歌詞の関係もあるが、しかしこれが、日本の歌を外国の歌に比べて、はなはだむずかしくしている原因の一つと考えられる。この項目に示した事からは厳格な規定ではないが、要するに重点はリズムの上から単純なものを主とする意味である。

（「第六章 第一学年の音楽指導、二 歌唱教育、二 児童の生理的・心理的段階、教材選択の基準、指導法」⁹より）

ここで述べられている、日本の児童にとって日本の歌が難しすぎるから、教えるのは避けるべきである、という発想は現在の視点からすると非常に奇妙なものである。もちろん実証的ではないため、その理由としてあげられている説明は説得力をもっていない。なぜこのような説明が付けられたか、想像でしかないが、歌うことが難しい日本の歌として、この指導要領の作成者が、いわゆる追分様式として分類されるような無拍節の歌を想定していたのが理由ではないだろうか。拍が一定のテンポによって区切られることがない歌は、単純な拍節のリズムを教え込もうという学習指導要領の指導目標とは合致しないため避けられたとも考えられる（以下条文参照）。

2. リズム教育を主とし、音楽の律動的秩序を感覚的、運動的にとらえさせる。

〔説明〕第一学年の児童は感覚的、運動的な心理段階にあるから、音楽の諸要素のうちリズムに最も適合するものである。このことはリズムが音楽の最も基本的な要素であることにも適合する。リズムをとらえることは単に頭脳的にのみなすべきものではなく、身体的になすべきもので、この意味から感覚的、運動的段階にある児童に、音楽の基本的要素としてのリズムを直接的な方法でとらえさせることが最も適当である。しかし、これは旋律や和声を否定するものではなく、ただ重点の指向の問題である。そしてリズムを身体的、運動的にとらえることを十分に行わせるためには、体操や舞踊との関連が必要になって来る。（「第六章 第一学年の音楽指導、二 歌唱教育、一 指導目標」¹⁰より）

4. 拍子は四分の二、四分の四、四分の三などの単純なものを選ぶ。

〔説明〕まずリズムをつかませる上から、拍子は単純なものを選ぶのは当然である。また二

8 音楽を音楽以外の目的（e. g., 道徳）に役立たせようという考え方は、明治以来現代に至るまでの日本の音楽教育でみられる。

9 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm>（2012年9月1日）

10 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm>（2012年9月1日）

拍子系から三拍子系に及んで行くことも自然な径路であろう。その意味から、四分の二拍子を50%から70%、四分の四拍子を20%から30%、四分の三拍子を10%から20%というような割合に歌曲を選択することも一つの考えである。

(「第六章 第一学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 二 児童の生理的・心理的段階, 教材選択の基準, 指導法」¹¹より)

近代の音楽教育で用いられている五線譜に表わした場合、確かに追分様式にみられるような無拍節の音楽のリズム表記は付点を多く含むような複雑なものになり、それをもとにして歌うのは困難であるのは事実である。しかしもしそうならば、これは単に教育手段が題材に合致していないことが問題であるといえる。さらに、日本の歌であっても、リズム的に「音楽の律動的秩序を感覚的、運動的にとらえさせる¹²」ことが出来るような歌は、八木節様式として分類される歌に多く存在する。そしてこの様式にあてはまる曲のように明確な拍節が意識できる歌の場合、五線譜で表記するのも比較的容易である。前述の「ヨーロッパ音楽」に対する理解でもみられたが、この学習指導要領の作成者の日本の音楽に対する理解も偏ったものであることがわかる。

当時の文部省にとって、日本の音楽は「ヨーロッパ音楽」を教えた後に教えられる可能性があるものとして捉えられていた。調性に関して、前掲の文章¹³にあるように、小学校の初めの3年間でヨーロッパ音楽の長調の音感を身につけさせるべきであると説いている。そして4年生になってから、長調の調性感の基礎の上に短調と日本の伝統音楽にも触れるようにとしている。

5. ヨーロッパ音楽を主体とするが、なお日本の伝統的音楽の音組織による歌も次第に入れる。

〔説明〕第三学年までで一応ヨーロッパ音楽の感覚を作り上げ、その基礎の上にヨーロッパ音楽としては短音階を、更に日本の伝統的音楽の歌も漸次導入して音感覚を豊富にして行く。

(「第九章 第四学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 一 指導目標」¹⁴より)

新たに導入するものとして、短調ではイ短調を、日本の音階としては陰・陽と2つの5音音階が示されている。示された音階はそれぞれ、陰音階が都節、陽音階が律の音階と音程の配列上同じものである。微分音程の違いは無視され1オクターヴを12半音とした単位に準ずるものとなっている¹⁵。

7. 長音階を主体とするが、これに関係づけて短音階を少数導入する。日本音階 (陰音階及び陽音階) もまた導入する。

(例) ロ調陰音階 (数え歌) ト調陽音階 (麦かり)



11 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

12 「第六章 第一学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 一 指導目標 2.」
<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm>
(2012年9月1日)

13 「第六章 第一学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 二 児童の生理的・心理的段階, 教材選択の基準, 指導法, 6., 7.」

14 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

15 上原六四郎『俗楽旋律考』明治28年(1895年)初版

8. 調子はこれまでのものにイ短調を加えることができる。
(「第九章 第四学年の音楽指導, 二 歌唱教育, 一 指導目標,」¹⁶より)

微分音程を無視するなど、音楽を出来るだけ単純化し、西洋の五線譜に説明可能な形で教えようとした意図の表れであるとの解釈が可能かもしれない。一方、地域や民族、文化によって異なる音楽の複雑な実態については十分な考慮がされていなかった。昭和26年(1951年)の指導要領(試案)の「音楽教育の目標」としての説明のなかで、「音楽はその特質上、国際的理解に大きな役割を果すものである¹⁷」としており、たとえば、

- 7 音楽という世界共通語を通して、他の国々に対するいっそうよい理解を深める。
(「第I章 音楽教育の目標, I 音楽教育の一般目標」より)

という目標が設定されている。音楽は世界共通語である、という主張は理想主義的で一般受けが良さそうであるが学問的には、特に民族音楽学においては事実と反するものとして現在全面的に却下されている。

ただここでより注意しておきたいのは、当時の学習指導要領製作者たちが、音楽として考えていたのは、おそらく西洋の芸術音楽、英語でいうところの大文字のMで始まるMusicのことだったという点であろう。しかもそのうちコモン・プラクティス(Common Practice)として知られる17世紀~19世紀のバロック、古典派、ロマン派を含む時代に作られた音楽を対象にしたものであったと思われることだ。

鑑賞教材

日本のものには全く触れさせないという意図があったわけではない。例えば第四学年の鑑賞教育について示した部分では、

6. ヨーロッパ音楽に対する理解を深めるとともに、日本の伝統的音楽及び楽器についての理解も徐々に与えていく。
(「第九章 第四学年の音楽指導, 四 鑑賞教育, 一 指導目標」¹⁸より)

5. 日本の伝統音楽のうち単純で且つ上品なものを聞かせる。
7. 時々楽器の特徴を生かしているような音楽を聞かせるとともに、日本の伝統楽器についても教え、ヨーロッパの楽器との相違に気付かせる。
(「第九章 第四学年の音楽指導, 四 鑑賞教育, 二 児童の生理的・心理的発達段階, 教材選択の基準, 指導法」¹⁹より)

などと書かれている。

昭和22年と26年(1947年と1951年)の学習指導要領(試案)には、音楽鑑賞の授業の中でとりあげられるように薦められている録音された楽曲のリストがあるが、その曲目の多くは上述のコモン・プラクティスとして一般によく聴かれる曲である。そしてこの曲目においても西洋音楽に圧倒的な比重がお

16 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap6.htm> (2012年9月1日)

17 <http://www.nier.go.jp/guideline/s26eo/index.htm> (2012年9月1日)

18 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap9.htm> (2012年9月3日)

19 <http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/chap9.htm> (2012年9月3日)

かれていて、例えば昭和26年（1951年）のリスト中に載せられた約500ある曲のうち、日本の音楽は僅か20曲足らずしかなく、これは率にして全体の4%程度である。さらにこれら数少ない日本の音楽について、その演奏形態をみると西洋的な合唱形式で歌われている日本歌曲のようなものが混ざっており、日本音楽の伝統的な演奏とは異なる提示の仕方をされたものを鑑賞するような形となっている²⁰。

唱歌、歌唱共通教材

日本音楽としながらも伝統的なものとは異なる例は、上の鑑賞教材以外に歌唱教育にも唱歌として登場する。唱歌という単語にはいくつかの異なる意味があるが、ここで対象とするのは、英語の song, singing の訳語として「しょうか」との読まれるものであり、明治15～17年（1882～1884年）の『小学唱歌集』（全3巻）をはじめとして明治期より昭和時代にかけて主に文部省（現在の文部科学省）が主導して編集・刊行した数種の唱歌集のなかに含まれた歌を意味する用語である。これら唱歌は、西洋音楽の調性（主に長音階）と簡単な機能和声（I, IV, V, V₇）の上に当時の日本語の歌詞を乗せた和洋折衷の音楽である²¹。

現在歌唱共通教材としてすべての学校で歌うように指導されている歌はその大部分である24曲中の18曲が、戦前の唱歌集に含まれていた歌である²²。例をあげると、「春が来た」、「虫の声」、「我は海の子」などは明治43年の『尋常小学読本唱歌』（1910年）から、そして「海」、「かくれんぼ」などの曲は唱歌としては新しい昭和16年刊行の『ウタノホン上』（1941年）に収録されていたものである。平成20年度の改訂前の小学校学習指導要領では、第1～6学年までの各学年で4曲が歌唱共通教材として取り上げられており、各学年でそのうち3曲は必ず歌うように指導されていた。平成20年度の新しい学習指導要領では、4曲全部歌うように改訂された。

日本的な音楽については、昭和52年（1977年）の学習指導要領改訂において、各学年の歌唱共通教材の中に1曲は日本の音階を用いた楽曲を取り入れることとなった。ただしこれらの歌曲は五線譜を使って書き表され、伴奏にはピアノやオルガンなど西洋由来の12平均律で調律された楽器を使うのが普通である。

音楽の特徴と共に、前述の鑑賞教材の例同様、演奏方法においても西洋的な方法が薦められている。昭和26年（1951年）の学習指導要領(試案)では発声方法として、地声ではなく、頭声を使うことが良いとされている。

○ よい発声

児童の発声は、だいたい頭声発声を主体として指導するのがよい。これはことさらに、のどで声を作ろうとするのではなく、軽く頭上に抜けるような気持の発声であって、特に、地声で高い声を張り上げたり、叫び声で歌ったりすることは、努めて避けさせなければならない。このためには適切な範唱によって要領をのみ込ませるとともに、よい発声の児童の模範唱を聞かせることも効果のあることである。この際注意して避けなければならないことは、首に青筋を作ったりして無理な力がいったり、また、その指導の初期に強い声を期待したりすることであって、じゅうぶん児童がその要領を得てから鼻腔（くう）に美しく響かせ、そして音域の拡張に努めさせることがよい。誤った発声法の2、3をあげると

20 あえてこの立場の弁護をすると、日本に限らず他の非西洋諸国でも西洋音楽を偏重する例は多い。しかし物事に対する正しい理解をすすめるという、教育に本来あってしかるべき目的を考えるとすれば、このような偏向はされるべきではなかっただろう。

21 言文一致唱歌とも言われる（小島美子 1982）。唱歌成立の経緯については山住正己（1990/1996）などを参照のこと。

22 ただし「とんび」は大正8年発行の『大正少年唱歌』に発表されたもので、いわゆる文部省唱歌とは異なるので、それを除けば17曲となる。

のど声……のどに無理な力のはいった、共鳴の全然ない発声
 鼻 声……鼻に抜けるような声
 ふるえる声……けいれんするようにふるえる声
 これらの声は自然の発声でなく、誤った発声であるから、適切な指導によってきょう正されなければならない。

(「第四章 音楽経験の指導法, II 歌唱の指導法, 2. 指導の方法」²³より。傍点筆者。)

唱歌にあるような歌を多く歌う団体として、少年・少女合唱団と呼ばれる小学生を中心とした若年層の歌い手で構成される合唱隊が日本には数多く存在する。そのような合唱団体の演奏を聴くと、実際にほとんど必ず上記指導要領にあるような頭声的発声を実施されている。なお、平成元年の指導要領には、「ア 発音及び呼吸の仕方に気を付けて、頭声的発声で歌うこと²⁴。」との記述があるが、平成10年(1998年)の改訂学習指導要領において指導方針が変更された。頭声的発声という文言は消え、「自然で無理のない声で歌うこと」²⁵ という表現に置き換えられた²⁶。

ほぼ10年毎に行われる学習指導要領の改訂ではいくつか細かい修正がおこなわれてきている。たとえば昭和52年(1977年)の学習指導要領改訂における日本の音階を使った歌を歌唱共通教材に取り入れること、平成10年の学習指導要領改訂における頭声的発声一辺倒の方針転換などである。しかし、基本路線として西洋音楽的なものを基本にしていることには変わりがない。それらを列挙すると、

- ・ダイアトニックの7音音階
- ・12平均律の採用
- ・機能 and 声
- ・五線譜の使用
- ・頭声的発声(平成10年度に変更)

などである。これらの音楽的要素は「ヨーロッパ音楽」を学ぶに役に立つだろうが、日本の伝統的な音楽を学ぶ場合に必ずしも良い効果が期待出来るとは限らない。

教育基本法改定(平成十八年法律第二十号)

日本人の伝統回帰の傾向を受けて、教育基本法は平成18年(2006年)に抜本的に改正された。その前文には、

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。²⁷

(傍点筆者)

と伝統に対する関心を述べている。この条文は近年の日本人が以前に比べ、非道徳的になり、市民としての意識、そして公共や社会に対して責任感が薄くなってきたという懸念の裏返しである。そのような民度の劣化に対して、教育を改革しなければならないという意識が働き²⁸、教育基本法が新しく

23 <http://www.nier.go.jp/guideline/s26eo/chap4-2.htm> (2012年9月2日)

24 (3) 歌い方や楽器の奏法を身に付けるようにする。

25 「ア 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない声で歌うこと。」(第6節 音楽, 第2 各学年の目標及び内容, [第3学年及び第4学年], 2 内容, A 表現) <http://www.nier.go.jp/guideline/h10e/chap2-6.htm> (2012年9月2日)

26 cf. 垣内幸夫(2004), 志民一成(2009)。

27 http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf (2012年9月2日)

28 教育基本法を改正した理由等については、当時の国会における政府答弁「教育基本法改正に関する国会審議における主な答弁」を参照のこと。 http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/discussion/07011611.pdf (2012年9月3日)

されたと考えられ、またこれらについて教育の目的としての言及がなされている。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 四 (略)
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと
- (第一章 教育の目的及び理念, 第2条 (教育の目標)²⁹より。傍点は筆者。)

同時期、平成19年(2007年)に改正して発布された学校教育法(平成十九年六月二十七日法律第九十六号)にも同様の表現が見られる。

- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- (「第2章 義務教育, 第21条」より。傍点は筆者。)

ここで傍点が付いた語句にあるように、21世紀のはじめに書き換えられたこれらの法律には道徳心、正義、責任、公共の精神、伝統と文化、愛国心などについて、学校教育を通じて植えつけようという意思が読み取れる。教育基本法の改正を受けて学習指導要領も改められ、新版は平成20年(2008年)に発行された。この新しい学習指導要領でも同じく強調されているのが、道徳心や日本の伝統と文化ということである。これらを教えるということは全教科における共通の指導目標としてとらえられており、特に「我が国」、「我が国の～」という表現は頻出している。

このような変化を反映する形で、音楽教育についても新学習指導要領は、「道徳」、「日本」、をより強調する形になった。以下にあげた文章はいずれも、平成20年に改訂された小学校学習指導要領の「第2章 第6節 音楽 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」からの引用である。

- 「1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。」
- (3) 国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。
 - (4) (略)
 - (5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

と国歌としての君が代の浸透を図り、音楽を道徳に結び付けようという意図を明確に示している。また各学年での内容について、「2 第2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」としていくつかの注意点が示されている。そのなかで歌唱については、

29 http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/06121913/06121913/001.pdf (2012年9月2日)

- (3) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。
 イ 歌唱教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

とあり、さらに楽器については、

- (4) 各学年の「A表現」の(2)の楽器については、次のとおり取り扱うこと。」
 ア 各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、学校や児童の実態を考慮して選択すること。
 (略)
 エ 第5学年及び第6学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から学校や児童の実態を考慮して選択すること。
 (傍点筆者)

などと述べられている。また創作に関連する部分では、

- (5) 音楽づくりの指導については、次のとおり取り扱うこと。
 ウ 拍節的でないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

との記述があり、これまでに指摘したような西洋音楽一辺倒の態度からは一步距離を置き、日本の音楽をより積極的に扱っていかうという意図があるような印象を与える³⁰。

歌唱共通教材

小学校歌唱共通教材として24曲列挙されているが、新しい学習指導要領ではそれらすべてを教えることが期待されている。そのうち4曲は日本古謡とされるものであるが、その多く(17曲)はいわゆる文部省唱歌と称されるものである。上述した通り、歌唱共通教材の全ての曲は伴奏にピアノやオルガンなどヨーロッパ由来の鍵盤楽器を使うのが前提と考えられており、唱歌だった楽曲にはI, IV, Vなどの機能和声を用いられている。唱歌を中心とした歌唱共通教材はこのような和洋折衷ハイブリッド型の楽曲・演奏形式をもつが、文部科学省は、

歌唱共通教材を設けている意義は、我が国で親しまれてきた唱歌や童謡、わらべうた等を、子どもからお年寄りまで世代を超えて共有できるようになることにあります。また、我が国で長く歌われ親しまれてきたうたを取り扱うことは、我が国のよき音楽文化を受け継いでいく意味からも大切です。(略)

(「新学習指導要領・生きる力、Q&A、小・中学校新学習指導要領Q&A、7.音楽に関すること」³¹より。)

と述べ、これらの歌唱教材に間違いなく存在する西洋音楽的要素については不問に付している。明治45年の唱歌集の刊行から1世紀の時間がたっているのだから、もちろんもう既に立派な日本の伝統で

30 もっとも上記(5)ウの文には適切な読点が無いため、正反対の解釈をすることが可能である。すなわち、我が国の音楽で使われているものにとらわれないようにと述べているようにも読める。

31 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/07.htm (2012年9月3日)

あるという考えが成り立たないわけではないが³²、唱歌を日本の音楽として整理することには、音楽の組織的な特徴や演奏形態を基準にすると疑問が残る。日本の音楽的な伝統と文化を代表するものとはいえないだろう。

唱歌で覆い隠されてしまっているかもしれないが、日本の学校教育で主流となっているのは、いまだにヨーロッパ的な音楽に基づくものであり、日本音楽の存在感は薄い。教育基本法の改正にともなって改訂された新しい学習指導要領で、ある程度は日本の音楽が取り上げられるような配慮がされるようになった。しかし、伝統と文化を継承するという掛け声の大きさに比した際、その割合はまだ非常に少ないと思われる。日本の学校教育ではいまだに西洋の音楽が中心であるということである³³。

今後の課題

平成20年(2008年)の新しい学習指導要領は平成18年(2006年)に抜本的改正された教育基本法(新教育基本法)の発効を受けて登場したものであり、新しい教育基本法は、日本の文化や伝統というものを強調しようという意図を明確に示しているように見える。しかし小学校学習指導要領を見るかぎり、その意思が音楽教育には上手く反映されてはいないようである。日本の学校教育で日本の音楽がもう少しまともな形で取り上げられるようになるためには、学習指導要領をかなりの程度書き換えるとともに、教員免許取得のためのカリキュラム、教員採用試験のあり方、あるいは教員免許を持たない地域の芸能者達が授業として教えられるようにする等々、多くの点で改革が必要となるであろう。過去半世紀にわたってほぼ同じ内容で踏襲されてきた指導内容は一朝一夕には変わらないだろうし、このため新しくなった方針が実際に効力を持つにはしばらく時間がかかるであろうことが予想される。

参考文献

- 垣内幸夫 2004. 「3. 子どもの発声とその指導」初等科音楽教育研究会(編)『初等科音楽教育法(改訂新版)』(pp. 64-65), 東京:音楽之友社
- 小島美子 1982. 「唱歌」下中邦彦(編)『音楽大辞典』3, 1215 - 1216. 東京:平凡社
- 志民一成 2009. 「発声とその指導」初等科音楽教育研究会(編)『最新 初等科音楽教育法—小学校教員養成課程用』(pp. 54-55), 東京:音楽之友社
- Hobsbawm, Eric and Terence Ranger. 1983. *The Invention of Tradition*. New York: Cambridge University Press.
- 安田寛 2004. 「7. 教室で歌う子どもの歌」初等科音楽教育研究会(編)『初等科音楽教育法(改訂新版)』(pp. 202-203), 東京:音楽之友社
- 山住正己 1990. 「Ⅲ. 教則・教科書と教授法の改革」『日本近代思想体系 6 教育の体系』東京:岩波書店

32 cf. Hobsbawm & Ranger 1983. *The Invention of Tradition*.

33 学校教育のなかにおける自国の伝統音楽の扱いについては、今夏の国際伝統音楽学会東アジア音楽研究部会の一つの分科会のテーマであった。Third International Symposium of the ICTM Study Group for Musics of East Asia (The Chinese University of Hong Kong, 2012.).